



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2019.5 No.394



場 所：和田岬線旋回橋(神戸市)

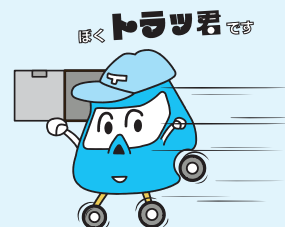
主な記事

- 異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について
- 産業保健セミナーの日程のご案内
- 2019年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

主な同封物

- 平成31年度 第1回 運行管理者試験のご案内
- 2019年度 春の全国交通安全運動

CONTENTS



行政からのお知らせ

- (近畿地方整備局) 異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について 1
- (総務省)「不法無線局取締り強化期間」のお知らせ
～不法無線局は法律で罰せられます～ 2
- (兵庫県) 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について 3
- (兵庫県・県税事務所) 自動車税の納期限は5月31日(金)です！ 4
- (兵庫産業保健総合支援センター) 産業保健セミナーの日程のご案内 5

全ト協からのお知らせ

- 2019年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画 8

事務局からのお知らせ

- 県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き贈呈式」を行いました 11
- 「平成31年度第1回運行管理者試験」実施のご案内 12

支部活動だより

- 親睦ゴルフコンペを開催しました 13

陸災防のページ

- はい作業主任者技能講習会のご案内 14

会員だより

18

協会日誌

20

適正化事業部からのお知らせ

- 巡回指導における指導事項(今月のテーマ「平成30年度の活動内容について」) 21



行政からのお知らせ



近畿地方整備局

異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について

近畿地方整備局
兵庫国道事務所長

当所では、通行者を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達した場合、道路の通行を規制する区間を下記のとおり定めていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

路線名	規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
一般国道 28号	淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所 (0799) 22-1680
	洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	
一般国道 176号	西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量 190mm または 連続雨量 160mm かつ時間雨量 40mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

大雨時通行止区間のご案内

兵庫国道事務所では、豪雨などの異常気象時に通行車両等を災害から守るため、降雨量が一定に達した時に道路の通行を規制する区間と基準となる雨量（規制雨量といいます）を定めています。
土砂崩落、落石などは一般的に雨量との関連が高いことから、豪雨等により規制雨量に達した場合には被災を未然に防ぐため規制区間において通行止めを行います。
このような通行規制の場面に出会われたときには、ご理解・ご協力をお願い致します。



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所
②洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	(0799)22-1680



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量190mm または 連続雨量160mm かつ時間雨量40mm	西宮維持出張所 (0798)35-6470

最新の道路情報が
あなたの安全を
サポートします。

日本道路交通情報センター等では電話による問い合わせをお受けしています。
走行中は道路情報板、道路情報ラジオ（1620kHz）などの情報に注意しましょう。

日本道路交通情報センター（兵庫情報） 日本道路交通情報センター（西宮情報） 兵庫国道事務所
神戸：050-3369-6628 大坂：050-3369-6627 神戸：078-334-1618

降雨情報については、インターネットで最新情報を配信しています。
兵庫国道事務所のホームページ <http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/>
国土交通省防災情報提供センター <http://www.mlit.go.jp/saigai/boosaijoho/>

問い合わせ先
国土交通省
近畿地方整備局
兵庫国道事務所
〒650-0042
神戸市中央区波止場町3-11
TEL (078) 334-1600 (代)
FAX (078) 334-1611

総務省

「不法無線局取締り強化期間」のお知らせ ～不法無線局は法律で罰せられます～

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護の周知啓発活動を行うとともに、不法無線局への対策に取り組んでいます。

特に、この6月1日から6月30日までを「不法無線局取締り強化期間」として設定し、警察や海上保安庁の協力を得て不法無線局の取締りを重点的に実施しています。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などを使用すると、電波法により処罰の対象となります。

これらの機器から出される不法電波は、消防・救急・鉄道・防災などに使用する無線や携帯電話などの国民生活の安心安全を支える重要な無線通信に妨害を与え、社会生活に支障をきたすことがあります。

無線機器を使用する際は、「電波のルール」を守りましょう！

※免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して出力を大きくするなど、指定された電波以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。

不法電波は生活を脅かす重大な犯罪です。

不法電波に待ったなし!

無線機器の使用には「技適マーク」の確認を。
電波の利用には、原則、免許が必要です。
外国規格の無線機器にご注意。

電波は、消防・救急・放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、そんな大事な通信を妨害します。

総務省 近畿総合通信局 <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>
詳しくは総務省 電波利用ホームページへ

電波利用 検索

2018.04

兵庫県

光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫県より光化学スモッグが発生するおそれのある4月22日から10月18日までを特別監視期間として広報等の発令を行うこととしております。

つきましては、光化学スモッグが発令された場合、広報発令地域の自動車については、発令時の運行自粛等を効果的に実施され、窒素酸化物排出量の削減にご協力をお願いします。

記

1. 光化学スモッグ広報等発令対象地域

神戸市（東部・西部・垂水・北部）、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

2. 光化学スモッグ広報等の種類

【種類】	【発令基準】
光化学スモッグ予報	測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断される時
光化学スモッグ注意報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時

3. 広報等発令の周知

- ・ ひょうごの環境ホームページ (<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/>) に掲示
- ・ テレビ、ラジオによるスポット放送
- ・ 交通情報掲示板に掲示 等

自動車税の納期限は

5月31日(金)です!

納税は、お近くの銀行・農協などの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、兵庫県指定のコンビニエンスストア（全国の店舗）、県税事務所、またはインターネットを通じクレジットカードで納期限までにお忘れなく！

○取扱可能なコンビニエンスストア

ローソン、セブン-イレブン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、くらしハウス、生活彩家、コミュニティストア、MMK設置店

○クレジットカードによる納税について

・平成31年度分の自動車税について、2019年5月31日(金)23時30分までクレジットカードで納税いただけます。(インターネットでの手続きが必要です。)
 ・1件ごと(納税通知書1枚ごと)に、システム利用料324円をご負担いただきます。
 ※詳しくは兵庫県ホームページをご覧ください。

○自動車税についてのお問合せ先

県税事務所	所在地	電話	担当地域
神戸	〒650-8502 神戸市中央区中山手通 6-1-1	(直)(078)361-8529	神戸市中央区、東灘区、灘区、兵庫区、北区
西神戸	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5	(直)(078)737-2047	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
西宮	〒662-8503 西宮市壺塚町 2-28	(直)(0798)39-6113	尼崎市、西宮市、芦屋市
伊丹	〒664-8522 伊丹市千僧1-51	(直)(072)785-7451	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
加古川	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	(直)(079)421-9271 (代)(079)421-1101	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
加東	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	(直)(0795)42-9331 (代)(0795)42-5111	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫路	〒670-0947 姫路市北条 1-98	(直)(079)281-9104 (代)(079)281-3001	姫路市、神河町、市川町、福崎町
龍野	〒679-0947 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(直)(0791)63-5130 (直)(0791)63-5129	相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
豊岡	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(直)(0796)26-3628 (代)(0796)23-1001	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	(代)(0795)72-0500 (直)(0795)73-3746	篠山市、丹波市
洲本	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	(直)(0799)26-2026 (代)(0799)22-3541	洲本市、南あわじ市、淡路市

○自動車取得税のお問い合わせ先

自動車の種別	県税事務所	所在地	電話
自動車	神戸ナンバー 神戸県税事務所 自動車取得税審査・ 自動車税納税証明課	神戸市東灘区魚崎浜町 33	(078)441-0305
	姫路ナンバー 姫路県税事務所 自動車取得税審査・ 自動車税納税証明課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079)233-8260
軽自動車	神戸ナンバー 神戸県税事務所 軽自動車取得税課	神戸市東灘区御影本町 1-5-5	(078)822-6050
	姫路ナンバー 姫路県税事務所 自動車取得税審査・ 自動車税納税証明課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079)233-8260



独立行政法人労働者健康安全機構
兵庫産業保健総合支援センター

〒651-0087
神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックス アセントビル8階
TEL.078-230-0283 FAX.078-230-0284

HP

兵庫産保

検索



産業保健 兵庫

かわら版



兵庫産業保健総合支援センターは、企業の明るい未来のために働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートします

産業保健総合支援センターは、厚生労働省が所管する法人である独立行政法人労働者健康安全機構の施設で、全国47都道府県に設置されています。

産業保健総合支援センターでは、働く人々の健康を確保するため、事業場で産業保健活動に携わる方々に対して、産業保健研修会や専門的な相談等を通じて皆様の産業保健活動を応援するために様々なサービスを提供しています。



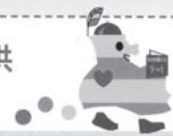
保健師（産業保健専門職）による訪問支援



- 事業場を訪問し、健康管理の手法・保健指導・健康相談・健康講座の開催・職場巡視への助言等を通し、職員及び職場全体の健康づくりを支援します。
 - 治療しながら働く労働者と事業者の状況を把握し、両立支援対策をサポートします。
- やりがいのある健康的な職場づくりを目指し、お悩みにあわせた総合的なアドバイスを行います。

※詳しい内容はホームページ内「保健師の部屋」をご覧ください。

産業保健に関する情報提供
研修会・セミナーの開催



- ホームページ、メールマガジン、情報誌による産業保健に関する情報提供。
- 産業保健スタッフへの研修の開催
- 事業者や労働者を対象とした啓発セミナーの開催

※詳しい内容は、ホームページからご覧になれます。

治療と仕事の
両立支援サービス



- 病気等になった労働者が治療を続けながら安心して働くことができる職場環境作りを支援します。
- 両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援制度導入の支援や意識啓発の研修を実施します。

産業保健関係者からの
専門的相談対応



- 産業医学・労働衛生工学・メンタルヘルス・労働衛生関係法令に豊富な経験を有する専門の相談員が、産業保健に関する様々な問題について、窓口・電話・メールでご相談に応じ助言します。
- 工場内・社内の作業環境改善のための助言や測定のために、事業場を訪問する実地相談を行います。

※当センターでのご相談は予約制となっておりますのでご予約をお願いいたします。

メンタルヘルス対策等
普及促進のための支援



- 事業場におけるメンタルヘルス対策を促進普及するため、メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、同対策の取組を支援します。
- 管理監督者の方々に「メンタルヘルス」について研修を実施します。（ラインケア研修）
- 若手・新入社員の方々にセルフケアを身につけてもらうための研修を実施します。（セルフケア研修）
- 「ストレスチェック制度導入」についても支援します。

ご利用の申し込みは、裏面の「センター利用申込書」によりFAXをお願いいたします。
また、ホームページからの申し込みも可能です。

月日	時間	テーマ	講師テーマ	会場	
5月	10日☉	14:00~16:00	有機溶剤職場の管理と改善について	労働衛生工学担当相談員 森中秀法氏	尼崎商工会議所
	14日☉	14:00~16:00	ラインケア研修で押さえておきたいポイント	メンタルヘルス対策促進員 尼子尚造氏	尼崎商工会議所
	15日☉	14:00~16:00	職場の熱中症対策について	労働衛生工学担当相談員 赤井橋研一氏	姫路商工会議所
	16日☉	14:00~16:00	適応力を高めるレジリエンス・トレーニング①	カウンセリング担当相談員 永田俊代氏	兵庫県医師会館
	21日☉	14:00~16:00	食事バランスガイドを使った食事の改善	産業医学担当相談員 平田まり氏	姫路商工会議所
	22日☉	14:00~16:00	考えてみませんか (前半)多職種への伝え方 ~チームで機能~ (後半)両立支援時代 ~それぞれの視点~	兵庫産業保健総合支援センター 産業保健専門職 藤本さゆみ氏	姫路商工会議所
	23日☉	14:00~16:00	勤労者が陥りやすい様々な「依存」 ~依存症を考える~	神戸労災病院 公認心理師 大石直子氏	兵庫県医師会館
	27日☉	14:00~16:00	局所排気装置の設置・点検の法的要件	労働衛生工学担当相談員 豊田隆俊氏	兵庫県医師会館
	28日☉	14:00~16:00	職場環境改善担当者研修	メンタルヘルス対策促進員 丸山二郎氏	兵庫県医師会館
6月	5日☉	14:00~16:00	話の聞き方 ミニ講座 その1	カウンセリング担当相談員 森崎美奈子氏	兵庫県医師会館
	7日☉	14:00~16:00	骨粗鬆症について ~予防と健康教育~	神戸労災病院 看護部 看護師 寺内望氏	兵庫県医師会館
	11日☉	14:00~16:00	忙しい勤労者こそ糖尿病を理解して、 ご自分の血糖コントロールをしましょう	大阪労災病院 治療就労両立支援センター 管理栄養士 吉持奈津子氏	兵庫県医師会館
	13日☉	14:00~16:00	適応力を高めるレジリエンス・トレーニング②	カウンセリング担当相談員 永田俊代氏	兵庫県医師会館
	18日☉	14:00~16:00	心の健康づくり計画研修(助成金含む)	メンタルヘルス対策促進員 丸山二郎氏	兵庫県医師会館
	20日☉	10:00~12:30	傾聴法・基礎編(Ⅰ)	大阪産業保健総合支援センター カウンセリング担当相談員 戸田玲子氏	兵庫県医師会館
		13:30~16:00	傾聴法・応用編(Ⅱ) ※基礎編受講修了者のみ可 ※傾聴法に関しては、FAXのみの申し込みになります		
	21日☉	14:00~16:00	職場の受動喫煙対策	関西労災病院 治療就労両立支援センター 保健師 老谷るり子氏	兵庫県医師会館
	25日☉	14:00~16:00	産業医との情報共有による安全衛生活動の推進(その1)	産業医学担当相談員 鈴木克司氏	尼崎商工会議所
	26日☉	13:30~16:30	傾聴法・実践編(Ⅲ) ※基礎・応用編受講修了者のみ可	大阪産業保健総合支援センター カウンセリング担当相談員 戸田玲子氏	兵庫県医師会館
	28日☉	13:30~16:30	傾聴法・実践編(Ⅲ) ※基礎・応用編受講修了者のみ可	大阪産業保健総合支援センター カウンセリング担当相談員 戸田玲子氏	兵庫県医師会館
	3日☉	14:00~16:00	話の聞き方 ミニ講座 その2	カウンセリング担当相談員 森崎美奈子氏	兵庫県医師会館
5日☉	14:00~16:00	腰痛予防	関西労災病院 治療就労両立支援センター 主任理学療法士 高野賢一郎氏	姫路商工会議所	
9日☉	14:00~16:00	パズルで学ぶコミュニケーション (アサーションと傾聴) & セルフケア	メンタルヘルス対策促進員 尼子尚造氏	尼崎商工会議所	
11日☉	14:00~16:00	改正安衛法による産業医・産業保健機能の強化 について	労働衛生関係法令担当相談員 角森洋子氏	兵庫県医師会館	
17日☉	14:00~16:00	がん健康講話 ~がん患者の就労支援なども踏まえて~	神戸労災病院 消化器内科 副部長 的場是篤氏	兵庫県医師会館	
7月	18日☉	14:00~16:00	適応力を高めるレジリエンス・トレーニング③	カウンセリング担当相談員 永田俊代氏	兵庫県医師会館
	23日☉	14:00~16:00	【産業看護職研修会 対象者：産業看護職のみ】 健康診断の事後措置	保健指導担当相談員 鮫島真理子氏	兵庫県医師会館
	24日☉	14:00~16:00	性差・勤労女性の健康をビューティーサポート	大阪労災病院 治療就労両立支援センター 保健師 井谷美幸氏	兵庫県医師会館
	26日☉	14:00~16:00	考えてみませんか (前半)多職種への伝え方 ~チームで機能~ (後半)両立支援時代 ~それぞれの視点~	兵庫産業保健総合支援センター 産業保健専門職 藤本さゆみ氏	尼崎商工会議所
	30日☉	14:00~16:00	セルフケア・ラインケア	メンタルヘルス対策促進員 福本健二氏	姫路商工会議所
	31日☉	14:00~16:00	最近の糖尿病とメタボリック症候群に関連する 予防とエビデンス	関西労災病院 治療就労両立支援センター 予防医療部長 山縣英久氏	尼崎商工会議所

月日	時間	テーマ	講師テーマ	会場	
8月	7日(水)	14:00~16:00	受動喫煙防止対策	産業医学担当相談員 島正之氏	兵庫県医師会館
	9日(金)	14:00~16:00	肩こり予防	関西労災病院 治療就労両立支援センター 主任理学療法士 高野賢一郎氏	兵庫県医師会館
	23日(金)	14:00~16:00	メンタルヘルス不調者の長期休業の問題 ～治療しながらも勤務を継続するために～	メンタルヘルス対策促進員 岸野雄彦氏	姫路商工会議所
	28日(水)	14:00~16:00	運動習慣を妨げる*運動器の痛み対策 ※身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称	大阪労災病院 治療就労両立支援センター 主任理学療法士 浅田史成氏	尼崎商工会議所
	29日(木)	14:00~16:00	・食べてやせるダイエット～あなたに合ったダイ エットしてます?タイプ別ダイエット法!～ ・治療と仕事の両立支援について	神戸労災病院 栄養管理室長 久永文氏 MSW 遠藤かおり氏	兵庫県医師会館
	30日(金)	14:00~16:00	脂質異常症を食生活でコントロール	大阪労災病院 治療就労両立支援センター 管理栄養士 吉持奈津子氏	兵庫県医師会館
9月	6日(金)	14:00~16:00	お酒と健康の関係	産業医学担当相談員 平田まり氏	兵庫県医師会館
	9日(日)	14:00~16:00	内視鏡健診のすすめ	神戸労災病院 消化器内科 部長 久保公了氏	兵庫県医師会館
	11日(水)	14:00~16:00	特定健診・特定保健指導	産業医学担当相談員 島正之氏	尼崎商工会議所
	17日(火)	14:00~16:00	メンタルヘルス対策、理想の事業所内体制とは (一緒に考えるワークを通じ学びましょう)	メンタルヘルス対策促進員 尼子尚造氏	尼崎商工会議所
	19日(木)	14:00~16:00	健康経営とプレゼンティーズム	カウンセリング担当相談員 栗岡住子氏	兵庫県医師会館
	27日(金)	14:00~16:00	考えてみませんか (前半) 多職種への伝え方 ～チームで機能～ (後半) 両立支援時代 ～それぞれの視点～	兵庫産業保健総合支援センター 産業保健専門職 藤本さゆみ氏	兵庫県医師会館



2019年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の2019年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、5月11日(土)から同月20日(月)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国運動重点の「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

記

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。特に、事業用トラックによる事故の過半数を追突事故が占め、かつ、死亡事故の約3割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記(1)「追突事故の防止」、(2)「交差点事故の防止」及び(3)「飲酒運転の根絶」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

(1) 追突事故の防止

事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故を防止するため、国土交通省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」及び全ト協で制作した「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」等を活用し、追突事故防止の徹底を図る。また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を促進する。

(2) 交差点事故の防止

全ト協制作の「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～」を活用したセミナーを全国展開するとともに、横断歩道手前での最徐行又は一時停止の励行と、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者との事故防止の徹底を図る。

また、交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、車載カメラ装着車両の普

及促進を図る。

(3) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼を実施する。

<重点推進項目>

(4) 子供と高齢者の交通事故防止

子供と高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転の励行。

(5) 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(6) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

(7) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

(8) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(9) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(10) 過労運転等の防止

事業者は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間

及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(11) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろ〜運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、大型トラックのスペアタイヤ等について平成30年10月1日から3ヶ月ごとの定期点検が義務付けられることを踏まえつつ、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)



事務局からのお知らせ

県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き贈呈式」 を行いました

(一社)兵庫県トラック協会では、交通事故防止事業の一環として、県下小学校の新一年生に対して、少しでも交通安全意識を持ってもらうため、昭和55年より絵入りの「交通安全啓発下敷き」を贈呈しております。本年も、県下794校の新小学一年生約52,000名に「下敷き」をお贈りし、贈呈式を下記にて実施しました。

日 時 平成31年4月12日（金） 午前10時00分～ （贈呈式）


場 所 兵庫県トラック総合会館



兵庫県トラック協会副会長
藤原交通対策委員長

兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 山根課長

「平成31年度第1回運行管理者試験」実施のご案内

平成31年度第1回 運行管理者試験 貨物		公示											
1. 試験日	平成31年8月25日(日)												
2. 試験地	(1) 全国47都道府県で実施します。 (2) 試験会場は、8月7日(水) 発送予定の受験通知書でお知らせします。												
3. 受験資格	(1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了(受講予定の方は、試験日の前日までに修了)した方												
4. 受験手続	<p>(1) 申請用紙(受験申請書)は、各都道府県トラック協会及び(公財)運行管理者試験センターで頒布(販売)します。 頒布期間は、平成31年5月17日(金)～6月7日(金)(土・日・祝祭日を除く)です。</p> <p>(2) 申請の方法及び期間</p> <p>① 書面申請【申請期間：平成31年5月17日(金)～6月7日(金)】 受験申請書に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付して運行管理者試験センター試験事務センターへ郵送(簡易書留)して下さい。 ※土・日祝祭日は、郵便局によっては取扱いをしておりますのでご注意ください。</p> <p>② インターネット申請【申請期間：平成31年5月17日(金)～6月18日(火)】 (携帯電話、スマートフォンからの申込みはできません。) (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。</p> <p>③ おまかせ申請【申請期間：平成31年5月10日(金)～6月13日(木)】 「おまかせ申請書」に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付しておまかせ申請デスクへ郵送して下さい。</p> <p>④ 再受験申請【申請期間：平成31年4月19日(金)～6月18日(火)】 (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。</p> <p>(3) 受験手数料は、6,000円(非課税)です。</p>												
5. 合格基準	<p>試験の合格基準は、次の(1)及び(2)の得点が必要です。</p> <p>(1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。</p> <p>(2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出題分野</th> <th style="text-align: center;">必要な正解数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 貨物自動車運送事業法関係</td> <td style="text-align: center;">② 道路運送車両法関係</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">各1問以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 道路交通法関係</td> <td style="text-align: center;">④ 労働基準法関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td> <td style="text-align: center;">2問以上</td> </tr> </tbody> </table>		出題分野		必要な正解数	① 貨物自動車運送事業法関係	② 道路運送車両法関係	各1問以上	③ 道路交通法関係	④ 労働基準法関係	⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上
出題分野		必要な正解数											
① 貨物自動車運送事業法関係	② 道路運送車両法関係	各1問以上											
③ 道路交通法関係	④ 労働基準法関係												
⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上											
6. 試験結果の発表	(1) 試験日より1カ月以内。 (2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。												
<p>—— 国土交通大臣指定試験機関 ——</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">NECO</div> <div style="text-align: left;"> <p style="font-size: small;">公益財団法人</p> <p style="font-size: large; margin: 0;">運行管理者試験センター</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番地3号 芝大門116ビル7F TEL 03-6803-4323 ホームページ http://www.unkan.or.jp/ 携帯電話版 http://www.unkan.or.jp/mobile/ お問い合わせ先 運行管理者試験センター 試験事務センター TEL 04-7170-7077</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>													

支部活動だより

親睦ゴルフコンペを開催しました

4月6日（土）、快晴の中、加東市のABCゴルフ倶楽部において明石支部主催の近隣支部合同の親睦ゴルフコンペを開催し、当日は東部支部・兵庫支部・西神戸支部・淡路支部から合計37名が参加しました。これまでは明石支部のみで行っていましたが、近隣支部との親睦を深める目的のため合同開催という形で行いました。



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成31年4月2日現在)

H31・4・2

株式会社三陸

13,506円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口 座 番 号

01170-6-54803

○口 座 名

一般社団法人 兵庫県トラック協会募金係



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫県労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2019年7月25日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2019年7月26日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

2019年6月4日(火)～2019年7月18日(木) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

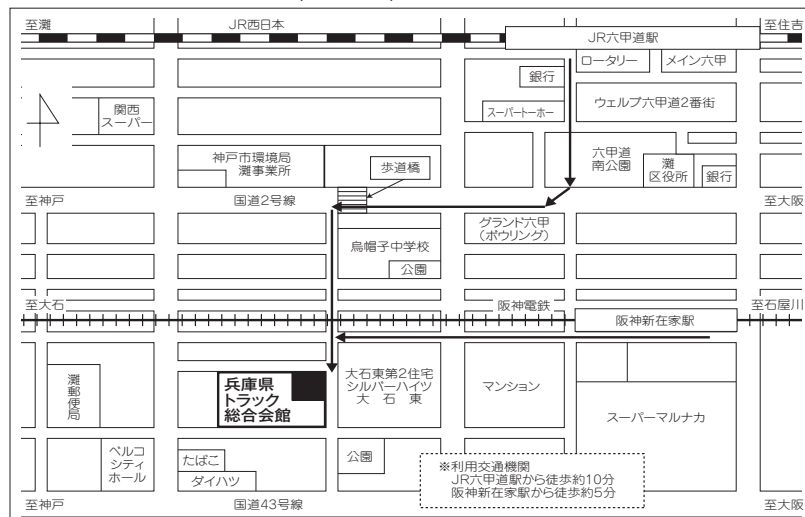
追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ ㊟			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
年 月 日			
事業者名 _____			
事業者 _____ ㊟			
書替・再交付年月日	※ 年 月 日	本人確認書類 ※	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成31年3月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタンド
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		101.43	102.30	103.19	
出 光		96.38	102.82	104.80	
J エ ナ ジ ー				112.00	
コ ス モ		96.65	100.90	104.45	
昭 和 シ ェ ル		96.85		101.50	
モ ー ビ ル					109.10
エ ッ ソ		97.87		106.00	120.00
三 井		97.30			
そ の 他		97.04	98.38	106.82	107.83
総 計		97.49	100.33	104.87	109.51
31 / 2	全国平均	94.85	調査なし	101.84	103.74
	近畿平均	94.27		101.38	103.30

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタンド
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成30年4月		93.51	96.33	100.04	104.44
平成30年5月		96.31	97.96	100.86	103.28
平成30年6月		100.43	103.20	102.72	109.06
平成30年7月		102.34	105.44	108.49	110.36
平成30年8月		102.51	105.40	108.88	112.97
平成30年9月		102.02	105.61	108.60	111.21
平成30年10月		105.22	107.62	110.72	114.21
平成30年11月		107.95	110.64	114.75	116.74
平成30年12月		101.39	106.51	110.87	113.67
平成31年1月		94.15	99.71	103.88	108.84
平成31年2月		92.61	96.34	100.39	103.97
平成31年3月		95.19	98.26	102.12	107.05
平成31年4月		97.49	100.33	104.87	109.51
年 間 平 均		99.32	102.56	105.94	109.64

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
31.3.22	東播	一般利用	志方建設(株)	上 田 博 紀	〒675-0314 加古川市志方町上富木568-3	TEL 079-452-1432 FAX 079-452-2855
4.1	西神戸	一般利用	湊川産業(株)	末 田 武 男	〒652-0847 神戸市兵庫区切戸町5-8	TEL 078-682-0011 FAX 078-682-0895
4.5	西宮	一般利用	(株)ジャパンライフシステム	増 本 淳 子	〒663-8033 西宮市高木東町11-38	TEL 0798-65-3500 FAX 0798-65-8782
4.16	明石	一般利用	(株)NEXUS INNOVATION	小 山 加 菜	〒674-0074 明石市魚住町清水196-1	TEL 078-940-6141 FAX 078-940-6141

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
31.3.19	西宮	一般	中山福サービス(株)	石 川 宜 博
3.31	東部	一般	丸 二 配 送 (有)	平 山 昌 一
3.31	東部	一般	(株) イ イ ダ	大 島 勝
4.4	東播	一般	(有) 柳 川 重 機 運 輸	柳 川 善 五
4.5	東神戸	一般	中 川 運 送 店	中 川 利 昭

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
26	代表者	倉敷運輸(株) 村瀬 勇 人	吉 井 誠
59	代表者	間口ランドサービス(株) 中平 寛 幸	袋 井 隆
59	代表者	間口陸運(株) 中平 寛 幸	袋 井 隆
72	住所 TEL/FAX	日通兵庫運輸(株) 神戸市東灘区御影浜町3-1 TEL 078-851-1002 FAX 078-851-1003	〒652-0874 神戸市兵庫区高松町2-32 TEL 078-681-3180 FAX 078-681-3181
82	代表者	テーエス運輸(株) 岩隈 秀 峰	田 中 成 和
88	代表者	(株)川嶋本店 江見 勝 人	江 見 小 夜 子
131	住所	(株) T I E S 加古郡稲美町国岡3-22-1	〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町中村1178-1
154	代表者	常磐運輸(株) 高野 義 禎	木 南 晋 一

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景(季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真(いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

■応募方法

●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます(クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

●会社概要(設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)

●会社で力を入れていること(安全教育、採用活動、産休・育休など)

●創業時の苦勞 ●今後の目標

●その他(社長・社員の趣味、社員旅行などの行事) ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社)兵庫県トラック協会 総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
4・3	トラックの日行事検討プロジェクト会議 巡回指導結果報告定例会議	兵ト協 兵庫陸運部	5・5	Gマーク説明会 全国道路利用者会議 定時総会	兵ト協 砂防会館別館 (東京)
5	安全性評価事業 事前説明会 無事故・無違反運動「チャレンジ100」実施結果検討会	大ト協 兵庫県民館	16	神戸市危険物安全協会 理事会	ホテル北野 プラザ六甲荘
10	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	17	Gマーク説明会	西研修会館
11	全ト協 全国専務理事業務連絡会議 KTS 正副会長会議	全ト協 滋賀	18	兵ト協 丹有支部総会	丹波の森公苑
12	交通安全啓発下敷き贈呈式	兵ト協	20	KTS 正副会長会議	和歌山
16	近ト協 幹事会 兵ト協 海コン 定例部会 全ト協 新規採用職員研修(～19日)	大ト協 兵ト協 全ト協	21	兵ト協 東神戸総会	ホテル芦屋 竹園
17	輸送秩序改善連絡会(三木会) 兵青協 新旧評議員会・役員会	兵ト協 兵ト協	22	兵ト協 正副会長会議 兵ト協 常任理事会	兵ト協
18	陸災防 全国支部事務局長会議(～19日) 全ト協 重量部会 常任委員会	メルパルク 東京 全ト協	24	兵ト協 東部支部総会 兵ト協 西宮支部総会	兵ト協
19	兵ト協 神戸中央支部総会	神仙閣	29	全ト協 タンクトラック・高圧ガス部会	たつの市 青少年館ホール
20	兵ト協 北播支部総会 兵ト協 淡路支部総会	いこりの村 ウエスティン ホテル淡路	30	取扱部会 正副部会長役員会・監事会議 兵ト協 兵庫支部総会	兵ト協 神仙閣
25	近畿地区道路利用者会議 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた対応検討ガイドラインに関する説明会	奈良良会館 港区民センター (大阪市)	31	ホワイト物流説明会 兵ト協 西播支部総会 全ト協 海コン部会正副部会長及び各地ト協部会長合同会議	兵ト協 西部研修会館 全ト協
26	兵ト協 百貨店部会「正副部会長会議」	兵ト協	－ 6月の予定－		
27	兵ト協 但馬支部総会 － 5月の予定－	但馬の郷	6・3	兵ト協 理事会(予定)	兵ト協
5・7	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	6	全ト協 理事会	全ト協
9	全ト協 総務委員会	全ト協	7	近ト協 幹事会	大ト協
10	ひょうご環境保全連絡会理事会 兵ト協 東播支部総会	神戸市教育会館 加古川プラザ ホテル	11	兵庫県交通安全協会 常任理事会・理事会 アクションプラン周知セミナー	楠公会館 兵ト協
11	春の全国交通安全運動(～20日) 兵ト協 明石支部総会 兵ト協 西神戸支部総会	明石支部 第一楼	13	引越部会「正副部会長・委員会・監事会議」	兵ト協
13	兵ト協 食品部会「正副部会長・監事会議」	兵ト協	17	兵庫県交通安全協会 評議員会	楠公会館
14	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協	18	H31 年度引越事業者優良認定制度事前説明会	兵ト協
			19	兵ト協 定時総会(予定)	ANAクラウンプラザ ホテル神戸
			25	近ト協 定時総会	ホテルグラン ヴィア大阪
			27	全ト協 理事会	第一ホテル 東京
				全ト協 通常総会	第一ホテル 東京

適正化事業実施機関からのお知らせ

巡回指導における指摘事項（今月のテーマ「平成30年度の活動内容について」）

担当：適正化事業指導員 松井建治

今月は、兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下、「適正化実施機関」）の平成30年度の活動内容についてご紹介します。

適正化実施機関では、平成30年度に計726事業所に対し巡回指導を実施しており、指導項目別の調査結果は次のとおりとなっております。

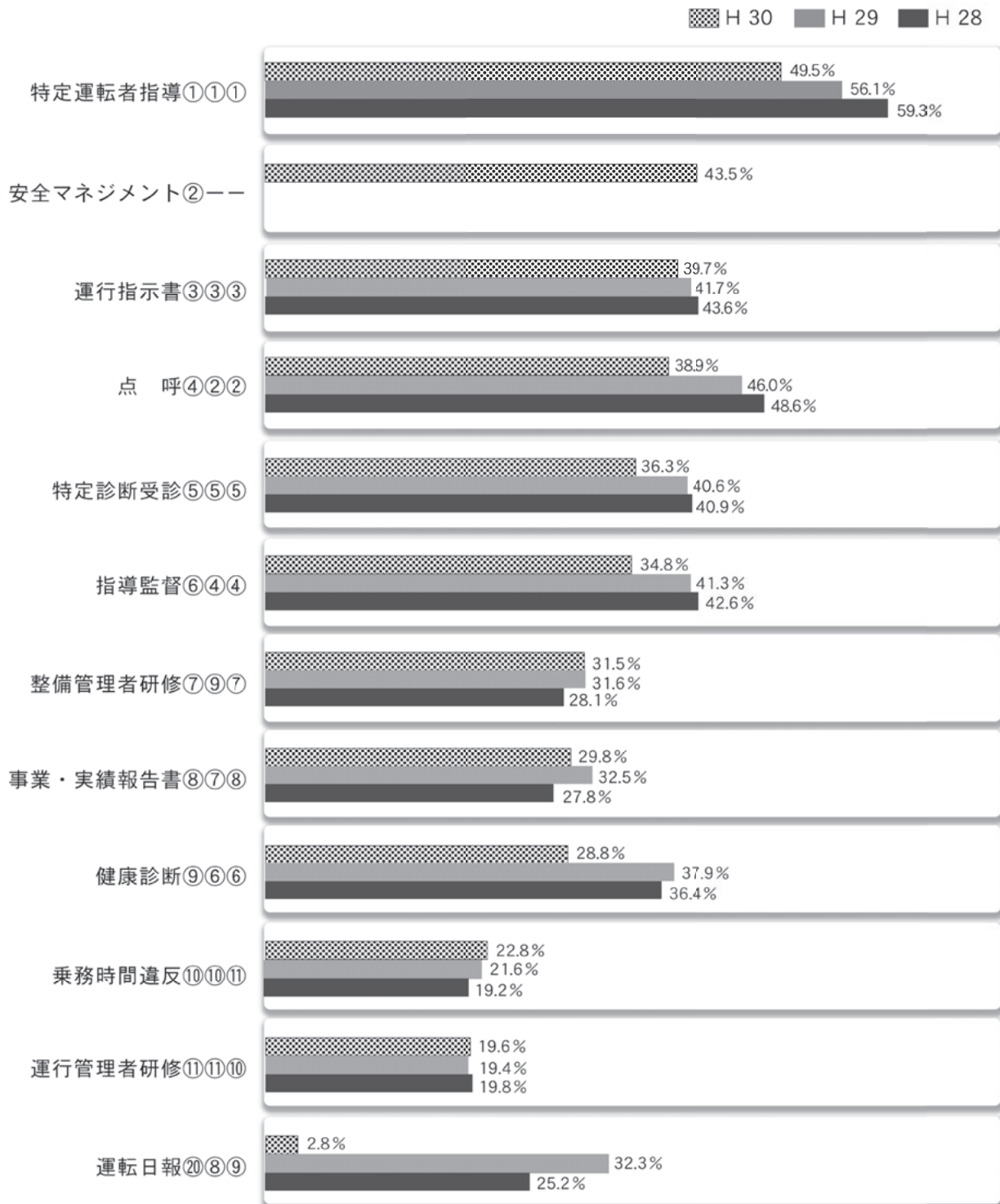
巡回指導項目別調査結果

（平成30年4月～平成31年3月）

区分	重点	調査事項（☆印は霊柩事業者は除外する）	調査件数	(否)件数	(否)比率(%)	
I. 事業計画等		(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	698	17	2.4%	
		(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	697	14	2.0%	
		(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	701	19	2.7%	
		(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	698	11	1.6%	
		(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	697	5	0.7%	
		(6) 届出事項に変更はないか。 (役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	497	0	0.0%	
		(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	683	0	0.0%	
		(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	684	2	0.3%	
II. 帳票類の整備、報告等		(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	459	7	1.5%	
		(2) 自動車事故報告書を提出しているか。	29	1	3.4%	
		(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	693	83	12.0%	
		(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	694	6	0.9%	
		(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。 (本社巡回に限る。)	420	125	29.8%	⑧
III. 運行管理等		(1) 運行管理規程が定められているか。	694	0	0.0%	
	○	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	681	4	0.6%	
		(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	621	122	19.6%	
		(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	681	11	1.6%	
	○	(5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	718	164	22.8%	⑩
		☆(6) 過積載による運送を行っていないか。	680	1	0.1%	
	○	(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	720	280	38.9%	④
		(8) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	720	20	2.8%	
		☆(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	651	63	9.7%	
		(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	184	73	39.7%	③
	○	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	693	241	34.8%	⑥
	○	(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	507	251	49.5%	①
	○	(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	507	184	36.3%	⑤
IV. 車両管理等		(1) 整備管理規程が定められているか。	694	0	0.0%	
	○	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	680	4	0.6%	
		(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	594	187	31.5%	⑦
		(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	695	31	4.5%	
	○	(5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	694	108	15.6%	
V. 労基法等		(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	537	19	3.5%	
		(2) 36協定が締結され、届出されているか。	683	100	14.6%	
		(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。（運転時間を除く）	688	11	1.6%	
	○	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	691	199	28.8%	⑨
VI. 法定福利費		(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。	687	19	2.8%	
		(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	676	27	4.0%	
VII. 運輸安全管理		(1) 運輸安全管理の実施は適正か。	681	296	43.5%	②

過去3事業年度における指導項目ワースト10

(指導38項目の「否」の比率による順位付け)

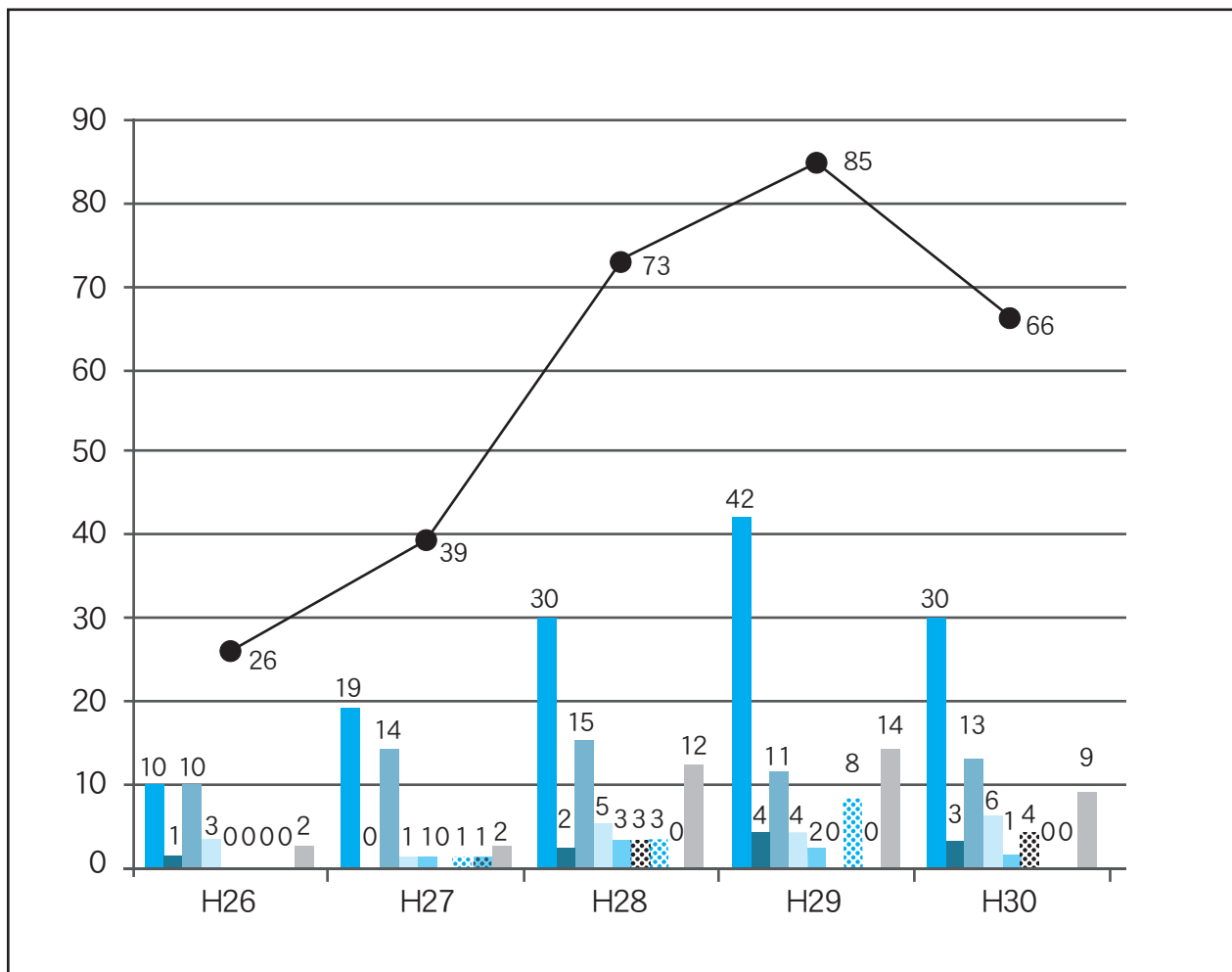


注1) 指導項目末尾の○数字は左からH30・29・28年度のワースト順位

注2) 「巡回指導の指針及びマニュアル」の改訂に伴い、平成30年度より「運輸安全マネジメント」が指導項目に新たに追加された

貨物自動車運送事業に関する苦情処理件数

適正化実施機関では、平成30年度に計66件の苦情・相談等を受け付け処理しました。
 なお、過去5事業年度における処理件数の推移は次のとおりとなっております。



- 危険運転等
- 無許可営業等
- 宅配関係等
- 環境問題・不正改造等
- 引越等
- 運賃等
- 違法駐車等
- その他
- 労働条件等
- 合計

トラックドライバーが大丈夫と思う行為も乗用車からみると
危険運転になってしまう場合があります。

安全運転を心掛けましょう。

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

2019年7月1日(月)～7月12日(金)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

① インターネットによる頒布

頒布開始日 2019年4月16日(火)

頒布方法 申請案内↓全日本トラック協会

ホームページにて公開

申請書・自認書↓申請書作成システムによる

作成が可能

② 紙媒体による頒布

頒布開始日 2019年5月7日(火) 土・日を除く

頒布方法 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関

(各都道府県トラック協会より入手してください。)

更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	平成29年度(新規)	29*****
2回目更新	平成28年度(初更)	28***** (1)
3回目更新	平成27年度(2更)	27***** (2)
4回目更新	平成27年度(3更)	27***** (3)
5回目更新	平成27年度(4更)	27***** (4)

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



Gマーク認定事業所のみならず認定ステッカーを正しく使用できていますか？
適切ではない使用例



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019